

随意契約及び比較見積省略理由書

件名：大阪府咲洲庁舎ペDESTリアンデッキ補強工事

理由：本工事は、咲洲庁舎と ATC を結ぶペDESTリアンデッキについて、南海トラフ巨大地震等の大規模地震に備え、災害発生後においても緊急交通路の通行機能を確保するとともに、早期の都市活動の復旧・継続につなげるために、ペDESTリアンデッキの落橋防止対策を行うものである。

本補強工事は、当庁舎建物によりペDESTリアンデッキを支えるものであり、施工にあたっては、既存建物構造を熟知している必要があるため、本庁舎の建設業者である株式会社大林組以外に履行できる事業者はいない。

これにより、株式会社大林組から見積書を徴したところ、見積価格についても適正と認められるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行い、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものである。